

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年11月10日
【発行者名】	日本ヘルスケア投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員 藤岡 博史
【本店の所在の場所】	東京都中央区銀座六丁目2番1号
【事務連絡者氏名】	大和リアル・エステート・アセット・マネジメント株式会社 代表取締役副社長 篠塚 裕司
【電話番号】	03-6757-9600
【届出の対象とした募集内国投資証券に係る 投資法人の名称】	日本ヘルスケア投資法人
【届出の対象とした募集内国投資証券の形態 及び金額】	形態：投資証券 発行価額の総額：その他の者に対する割当 581,580,800円
安定操作に関する事項	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成27年10月29日提出の有価証券届出書の記載事項のうち、平成27年11月10日開催の本投資法人役員会において発行価格等が決定されましたので、これらに関連する事項を訂正するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。）

(3) 発行数

(4) 発行価額の総額

(5) 発行価格

(15) 手取金の使途

第5 募集又は売出しに関する特別記載事項

1 オーバーアロットメントによる売出し等について

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。）】

(3)【発行数】

<訂正前>

(前略)

(注2) 割当予定先の概要及び本投資法人与割当予定先との関係等は以下のとおりです。

(中略)

払込金額	569,000,000円 (注) 平成27年10月21日(水)現在の株式会社東京証券取引所における終値を基準として算出した見込額です。
------	--

(後略)

<訂正後>

(前略)

(注2) 割当予定先の概要及び本投資法人与割当予定先との関係等は以下のとおりです。

(中略)

払込金額	581,580,800円 (注)の全文削除
------	--------------------------

(後略)

(4)【発行価額の総額】

<訂正前>

569,000,000円

(注) 発行価額の総額は、平成27年10月21日(水)現在の株式会社東京証券取引所における終値を基準として算出した見込額です。

<訂正後>

581,580,800円

(注)の全文削除

(5)【発行価格】

<訂正前>

未定

(注) 発行価格は、平成27年11月10日(火)から平成27年11月13日(金)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」といいます。)に一般募集において決定される発行価額(本投資法人が引受人より本投資口1口当たりの払込金として受け取る金額)と同一の価格とします。

<訂正後>

189,440円

(注) 発行価格は、平成27年11月10日(火)(以下「発行価格等決定日」といいます。)に決定されました。

(15)【手取金の使途】

<訂正前>

本件第三者割当における手取金上限569,000,000円については、手元資金とし、支出するまでの間は金融機関に預け入れ、将来の特定資産の取得資金の一部又は有利子負債の返済資金の一部に充当します。なお、本件第三者割当と同日付をもって決議された一般募集による新投資口発行の手取金2,249,000,000円については、後記「第二部 参照情報 第2 参照書類の補完情報 5 第3期取得済資産及び取得予定資産の概要」に記載の本投資法人が取得を予定している特定資産(投信法第2条第1項における意味を有します。以下同じです。)の取得資金及び取得に係る諸費用に充当し、残額が生じた場合は手元資金とし、将来の特定資産の取得資金の一部又は有利子負債の返済資金の一部に充当します。

(注) 上記の各手取金は、平成27年10月21日(水)現在の株式会社東京証券取引所における終値を基準として算出した見込額です。

<訂正後>

本件第三者割当における手取金上限581,580,800円については、手元資金とし、支出するまでの間は金融機関に預け入れ、将来の特定資産の取得資金の一部又は有利子負債の返済資金の一部に充当します。なお、本件第三者割当と同日付をもって決議された一般募集による新投資口発行の手取金2,297,907,200円については、後記「第二部 参照情報 第2 参照書類の補完情報 5 第3期取得済資産及び取得予定資産の概要」に記載の本投資法人が取得を予定している特定資産（投信法第2条第1項における意味を有します。以下同じです。）の取得資金及び取得に係る諸費用に充当し、残額が生じた場合は手元資金とし、将来の特定資産の取得資金の一部又は有利子負債の返済資金の一部に充当します。

(注)の全文削除

第5【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 オーバーアロットメントによる売出し等について

<訂正前>

本投資法人は平成27年10月29日（木）開催の本投資法人役員会において、本件第三者割当とは別に、本投資口12,130口の一般募集（以下「一般募集」といいます。）及び本投資口18,500口の引受人の買取引受けによる売出し（以下「引受人の買取引受けによる売出し」といいます。）を行うことを決議していますが、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案した上で、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの主幹事会社である大和証券株式会社が本投資法人の投資主から3,070口を上限として借入れる本投資口（以下「借入投資口」といいます。）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われなない場合があります。

（中略）

また、大和証券株式会社は、申込期間終了日の翌日から平成27年12月11日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。）、オーバーアロットメントによる売出しを行った口数を上限として、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）において本投資口の買付け（以下「シンジケートカバー取引」といいます。）を行う場合があります、当該シンジケートカバー取引で買い付けられた本投資口は、すべて借入投資口の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った口数に至らない口数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

（後略）

<訂正後>

本投資法人は平成27年10月29日（木）開催の本投資法人役員会において、本件第三者割当とは別に、本投資口12,130口の一般募集（以下「一般募集」といいます。）及び本投資口18,500口の引受人の買取引受けによる売出し（以下「引受人の買取引受けによる売出し」といいます。）を行うことを決議していますが、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案した結果、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの主幹事会社である大和証券株式会社が本投資法人の投資主から借入れる本投資口3,070口（以下「借入投資口」といいます。）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行います。

（中略）

また、大和証券株式会社は、平成27年11月13日（金）から平成27年12月11日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。）、オーバーアロットメントによる売出しを行った口数を上限として、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）において本投資口の買付け（以下「シンジケートカバー取引」といいます。）を行う場合があります、当該シンジケートカバー取引で買い付けられた本投資口は、すべて借入投資口の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った口数に至らない口数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

（後略）